

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

厚生労働省告示第三百五十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和二年十一月十八日から適用する。

令和二年十一月十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

改正後				改正前			
別表 第1部～第9部 (略)				別表 第1部～第9部 (略) (新設)			
第10部 追 補 (6)							
内 用 薬							
品 名	規 格 単 位	薬 価	円				
(エ)							
エナロイ錠 2mg	2mg 1錠	275.90					
エナロイ錠 4mg	4mg 1錠	486.10					
(シ)							
ジセラカ錠100mg	100mg 1錠	2,550.90					
ジセラカ錠200mg	200mg 1錠	4,972.80					
(セ)							
ゼジャーラカプセル100mg	100mg 1カプセル	10,370.20					
(五)							
ラベプラゾールNa錠10mg「A.F.P.」	10mg 1錠	46.30					
(リ)							
リベルサス錠 3mg	3mg 1錠	143.20					
リベルサス錠 7mg	7mg 1錠	334.20					
リベルサス錠14mg	14mg 1錠	501.30					
注 射 薬							
品 名	規 格 単 位	薬 価	円				
(あ)							
アキシャルクス点滴静注250mg	250mg50mL 1瓶	1,026.825					
(せ)							
ゼオメイン筋注用50単位	50単位 1瓶	18.707					
ゼオメイン筋注用100単位	100単位 1瓶	34.646					
ゼオメイン筋注用200単位	200単位 1瓶	68.922					
ゼブリオンTRI水懸筋注175mgシリンジ	175mg 1キット	64.540					
ゼブリオンTRI水懸筋注263mgシリンジ	263mg 1キット	84.829					
ゼブリオンTRI水懸筋注350mgシリンジ	350mg 1キット	102.748					
ゼブリオンTRI水懸筋注525mgシリンジ	525mg 1キット	134.858					
外 用 薬							
品 名	規 格 単 位	薬 価	円				
(エ)							
エクロックゲル5%	5% 1g	243.70					
(五)							
ブコラム ⁽⁵⁾ 口腔用液2.5mg	2.5mg0.5mL 1筒	1,125.80					
ブコラム ⁽⁵⁾ 口腔用液5mg	5mg 1mL 1筒	1,977.80					
ブコラム ⁽⁵⁾ 口腔用液7.5mg	7.5mg1.5mL 1筒	2,750.00					
ブコラム ⁽⁵⁾ 口腔用液10mg	10mg 2mL 1筒	3,474.60					